

『講習会商法』－無料・格安のワナにご用心－

【事例 70歳代女性のケース】

友人から「日用品がもらえるから行きましょう」と誘われ、商店街の空き店舗に開店した3か月間限定の店に行った。中はイスがたくさん並べられた会場になっていて、そこでおもしろい話や健康についての話を聞いたり、日用品をもらったりした。

とても楽しくて2週間ほど通い続けた頃、仲良くなった店員から、磁気付きの健康器具を勧められた。「腰痛が治り、関節痛やがんにも効きます。今なら半額の23万円です！」と勧誘を受け、迷わず購入した。その後も勧められるまま次々と健康食品など総額で約200万円も買ってしまった。

「講習会商法」とは、空き店舗などの会場に人を集め、おもしろおかしく健康話をしながら日用品をタダ同然で配り、最終的に大金をつぎ込ませるというものです。「高額で支払が困難になった」「高い商品なのに、全く効果がない」「商品を使ったら、かえって健康を害してしまった」という高齢者の相談が寄せられています。

この商法は、毎日のように講習会に通わせて“信頼関係”を築いた後で高額な商品进行という継続的な勧誘が特徴です。また、人はだれでも健康上の不安を抱えていることから、言葉巧みに健康不安をあおられると、その商品を使えば安心と信じ込まされてしまうことも多く、消費者が疑いを持ちにくいといえます。特に健康上の不安がより大きいと考えられる高齢者はそのターゲットにされやすく、高齢者を見守る方が本人の変化に気づいて相談するケースも少なくありません。

【消費者へのアドバイス】

- ①無料やお得な品で興味を引かれたり、知人から誘われたりしても、このような会場には行かないようにしましょう。夢中になって大金をつぎ込むことになる危険性があります。
- ②購入する前に本当に必要かよく考え、即決するのは避けましょう。過大な効能・効果をうたっているケースが多く見られます。
- ③契約してしまった場合でも、クーリング・オフや取り消しができる場合があります。すぐに消費生活相談窓口へご相談ください。

(問合せ先) 行田市消費生活センター(市役所内・内線495)または
埼玉県消費生活支援センター春日部048-734-0999